

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (064289)
地域名 (地域内農業集落名)	狩川 (出川原・荒鍋・東興野・今岡・上幅・団町・烏町・馬場・西興野・吹払・貢地目・下幅)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者の不在と高齢化、新たな受け手の確保。
- ・受け手になっている農家の管理粗放があり、地区内に影響がある。
- ・受け手の条件を良くするため、圃場整備の促進が必要。
- ・管理できていない農地が見られる(泥上げ、草刈り、水管理等)。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・入作を希望する。
- ・認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・農地利用は中心経営体が担う。
- ・米以外の作物栽培を確立する(野菜、果樹、大豆、子実コーン等)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	934 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	883 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集団化の取組
後継者がいる方、拡大希望のある方に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域の農地所有者や離農、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用券を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備の取り組み→現在進行中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業機器(ドローン・自動水位計等)を導入し、作業の効率化・省力化に取り組んでいく。
- ⑦農業委員会を中心に適正な行政指導を行いながら、農地の保全管理を行っていく。